

事業名	地方改善施設整備費補助金（隣保館施設整備費補助金）		
事業内容 （目的・概要）	地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う隣保館について、市町が大規模修繕、改築等を行う場合、その整備費に対して助成する。		
事業主体	市町（広島市、呉市及び福山市を除く。）		
採択要件	〔対象事業〕 ・創設、増築、増改築、改築、拡張 ・耐震、大規模修繕等		
補助率、融資額、 その他の財源措置の内容	〔補助率〕 補助基本額の4分の3 （財源内訳）国2分の1、県4分の1（間接補助）、事業主体4分の1 （政令指定都市、中核市は、国の直接補助）		
制度創設年度	平成18年度		
関係省庁名	厚生労働省社会・援護局地域福祉課		
最近の実績	<p>整備実績</p> <p>〔平成18年度〕 2施設（うち19年度へ繰越して実施：1施設）</p> <p>〔平成23年度〕 1施設</p> <p>〔平成24年度〕 1施設</p> <p>〔平成25年度〕 2施設</p> <p>〔平成26年度〕 2施設</p> <p>〔平成27年度〕 1施設</p> <p>〔平成29年度〕 2施設</p> <p>〔平成30年度〕 1施設</p> <p>〔令和元年度〕 2施設</p> <p>〔令和4年度〕 2施設</p>		
問合せ先	環境県民局わたらしい生き方応援課		
	Tel	082(513)2734	e-mail kanwatashi@pref.hiroshima.lg.jp